

# 有価証券報告書の訂正報告書

株式会社 奥村組

第70期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

# 有価証券報告書の訂正報告書

本書は証券取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

株式会社 奥村組

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月20日

【事業年度】 第70期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社奥村組

【英訳名】 OKUMURA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 奥村 太加典

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区松崎町二丁目2番2号

【電話番号】 06 - 6621 - 1101

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 田中 敦史

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目6番1号

【電話番号】 03 - 3454 - 8111

【事務連絡者氏名】 東京支社経理部長 尾崎 俊男

【縦覧に供する場所】 株式会社奥村組東京支社  
(東京都港区芝五丁目6番1号)

株式会社奥村組名古屋支店  
(名古屋市中村区太閤三丁目1番18号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

### 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第70期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 2 【訂正事項】

#### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

#### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

#### (2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 機関構成・組織運営等に係る事項

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 機関構成・組織運営等に係る事項

(訂正前)

(a)～(c) 省略

(d) 当社は、監査役制度（監査役5名、うち社外監査役3名）を採用している。取締役会に社外監査役が必ず出席するとともに、同監査役は常勤監査役が行う経営全般にわたる監査状況についても毎月報告を受けチェックする体制をとっており、モニタリングの面で有効に機能していると認識している。なお、社外監査役と当社間に特別な利害関係等はない。

(e) 当社の会計監査人であった中央青山監査法人（現みずず監査法人）は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヵ月間の業務停止処分を受け、平成18年7月1日をもって当社の会計監査人としての資格を喪失し、当社の会計監査人を退任した。これにともない当社は、平成18年8月31日開催の監査役会の決議により、みずず監査法人を、業務停止期間終了後の平成18年9月1日付で一時会計監査人として選任した。同監査法人と連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を設け、情報や意見の交換を適時実施した。なお、一時会計監査人であったみずず監査法人は、平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、同日付で、新たに監査法人トーマツを会計監査人に選任した。

- (f) 監査役は、内部監査部門である監査室（2名）およびコンプライアンス室（21名）との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議し、情報や意見を交換する場を毎月設けているほか、内部監査部門が行った内部監査結果について適時報告を受けている。
- (g) 社外監査役に対し、監査役のスタッフ機能を有する監査室が監査の実施状況ならびに会社の現況について適時報告しているほか、取締役会の開催に際しては、社長室が議事内容に関する事前説明を実施している。

（訂正後）

(a)～(c) 省略

- (d) 当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。
- (e) 当社は、監査役制度（監査役5名、うち社外監査役3名）を採用している。取締役会に社外監査役が必ず出席するとともに、同監査役は常勤監査役が行う経営全般にわたる監査状況についても毎月報告を受けチェックする体制をとっており、モニタリングの面で有効に機能していると認識している。なお、社外監査役と当社間に特別な利害関係等はない。
- (f) 当社の会計監査人であった中央青山監査法人（現みずず監査法人）は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヵ月間の業務停止処分を受け、平成18年7月1日をもって当社の会計監査人としての資格を喪失し、当社の会計監査人を退任した。これにともない当社は、平成18年8月31日開催の監査役会の決議により、みずず監査法人を、業務停止期間終了後の平成18年9月1日付で一時会計監査人として選任した。同監査法人と連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議する場を設け、情報や意見の交換を適時実施した。なお、一時会計監査人であったみずず監査法人は、平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、同日付で、新たに監査法人トーマツを会計監査人に選任した。
- (g) 監査役は、内部監査部門である監査室（2名）およびコンプライアンス室（21名）との連携強化を図るため、監査計画および監査実施状況等について協議し、情報や意見を交換する場を毎月設けているほか、内部監査部門が行った内部監査結果について適時報告を受けている。
- (h) 社外監査役に対し、監査役のスタッフ機能を有する監査室が監査の実施状況ならびに会社の現況について適時報告しているほか、取締役会の開催に際しては、社長室が議事内容に関する事前説明を実施している。